

ちゅうじょ

忠恕のこころ・まごころと思いやり
ユニバーサルデザインのまちづくり

深谷市 交通バリアフリー基本構想



概要版



平成15年3月
深谷市



1. 基本構想とは



- ◆ 平成12年11月、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「交通バリアフリー法」が施行されました。
- ◆ 「深谷市交通バリアフリー基本構想」は、この法律に基づき、深谷市のバリアフリーに関する目標や方針を示すとともに、深谷駅周辺において、バリアフリー化を一体的かつ重点的に推進するための施策を示すものです。

2. 基本構想策定の経緯

- ◆ この基本構想は、「交通バリアフリー基本構想策定協議会」（※1）及び「市民バリアフリー検討会」（※2）をそれぞれ3回ずつ開催し、学識経験者、国・県・市の関係各課、鉄道・バス・タクシー事業者、警察、そして高齢者や身体障害者の方々と始めとする市民の皆さんと話し合いを行いながら、検討を進めてきました。
- ◆ 検討にあたっては、実際にまちを歩いて、問題・課題を確認したり、小グループに分かれて、どこから、どのようにバリアフリー化を進めていくべきかについて、話し合ったりしました。

※1：学識経験者、市民（高齢者・身体障害者等）、国・県・市の関係各課、鉄道・バス・タクシー事業者、警察からなる、基本構想に定める内容を協議する組織。

※2：市民（高齢者・身体障害者等）の方々の意見をより広く聴取し、検討内容の確認を行う組織。

市民バリアフリー検討会

- 第1回 (H14.6.9)
まちあるき・ヒアリング



- 第2回 (H14.10.20)
・バリアフリー化すべき経路の優先順位づけ



- 第3回 (H14.12.8)
・問題箇所の再点検
・特定経路等における整備方針の検討



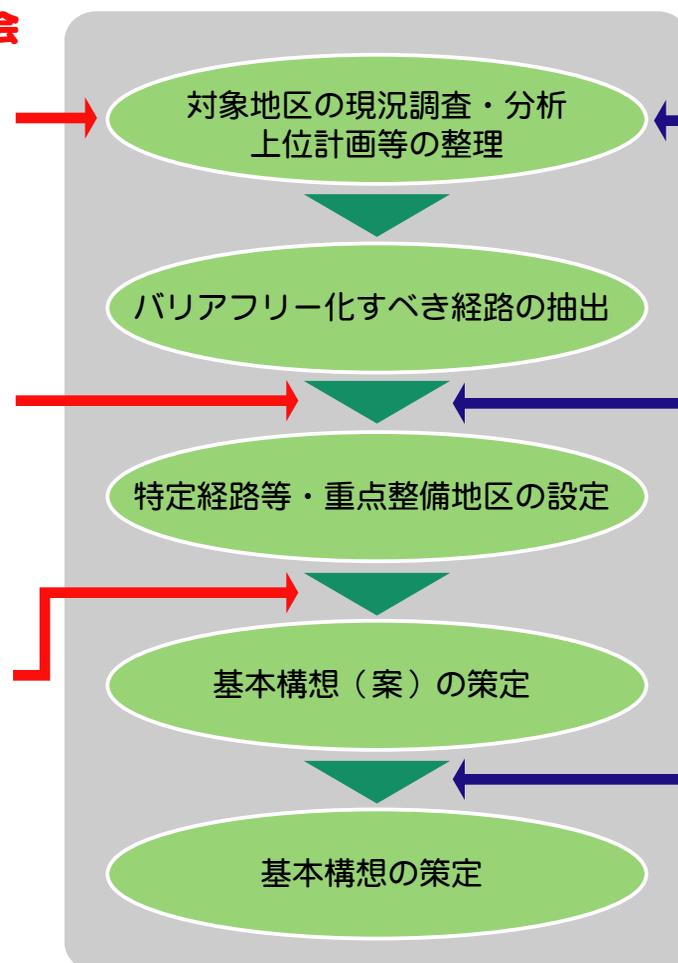
策定協議会

- 第1回 (H14.5.29)
・趣旨説明
・まちあるき



- 第2回 (H14.11.12)
・特定経路等・重点整備地区の検討

- 第3回 (H15.2.6)
・特定経路等の最終決定
・実施すべき事業の決定
・ソフト施策の検討
・バリアフリー実現に向けての検討



3. 移動円滑化の目標と方針

- ◆ 市の計画や、公共施設や商店街、歴史的建造物などが集まる街の玄関口という深谷駅周辺の特性を踏まえ、移動円滑化の目標と、目標を実現するための方針を以下のとおり設定します。

目標

- 移動しやすい環境をつくります。
- 住みやすい環境をつくります。
- 訪れたい環境をつくります。

・公共交通機関を利用して、様々な施設に円滑にアクセスでき、住む人にとっても生活しやすい、市内外から人々が訪れたい環境をつくります。

方針

- まちづくりと一体となった、段階的な都市基盤整備
- ユニバーサルデザインを推進するしくみづくり
- 徹底的な当事者参加・継続的な検討体制づくり



- ・より整備が必要と考えられる経路から、周辺のまちづくりと合わせた段階的な整備を進めます。
- ・違法駐車・駐輪の解消、立て看板の撤去、沿道建物へのアクセスのバリアフリー化などについて、ソフト面の対策を検討します。
- ・基本構想策定後も、市民のニーズを反映できるような検討体制をつくります。

4. 特定経路等と重点整備地区の選定

- ◆ 深谷市におけるバリアフリー化すべき経路の選定方針と、重点整備地区（※3）の設定方針を以下のとおり設定します。

※3：深谷駅を中心とする徒歩圏（500～1,000m）内で、総合的にバリアフリー化を行い、バリアフリー面の課題を解決することが必要な地区。

経路の選定方針

- 駅と高齢者・身体障害者等がよく利用する施設（※4）を連絡する経路
- 回遊性を高めるためにバリアフリー化すべき経路どうしを連絡する経路
- 現地調査や高齢者・身体障害者等の意見から問題点の多い経路
- 駅と学校、病院、福祉施設を連絡する経路
- 目標年次（平成22年）までに整備予定の都市計画道路

地区の設定方針

- 市役所、文化会館、病院、銀行、学校、商業施設等
- 特定経路、準特定経路、バリアフリー化検討路線及びその沿道を含む、駅から概ね500m～1kmの地区を重点整備地区に設定する。

※4：市民検討会で実施したヒアリング（4グループに分かれて実施）において、2班以上で「よく行く施設」として指摘された施設。



5. 特定経路等と重点整備地区の設定



◆ 方針に従い、「バリアフリー化すべき経路」と「重点整備地区」を右図の通り設定します。

◆ 深谷市では、市民の皆さんの要望や現況道路幅員などをもとに、バリアフリー化すべき経路を「特定経路」、「準特定経路」、「バリアフリー化検討路線」の3つに分類し、整備を推進するものとします。

● 特定経路

交通バリアフリー法に定められた経路であり、バリアフリー化の目標年次である2010年までに、法で定められた「道路の構造基準」に従って整備します。

- 特-1 県道深谷停車場線（駅通り）
市道D-308、132（小学校通り）
- 特-2 市道D-748、751
- 特-3 県道深谷嵐山線（中央通り）
市道幹25号
- 特-4 深谷駅北口駅前広場
- 特-5 国道17号線
- 特-6 深谷駅南口駅前広場

● 準特定経路

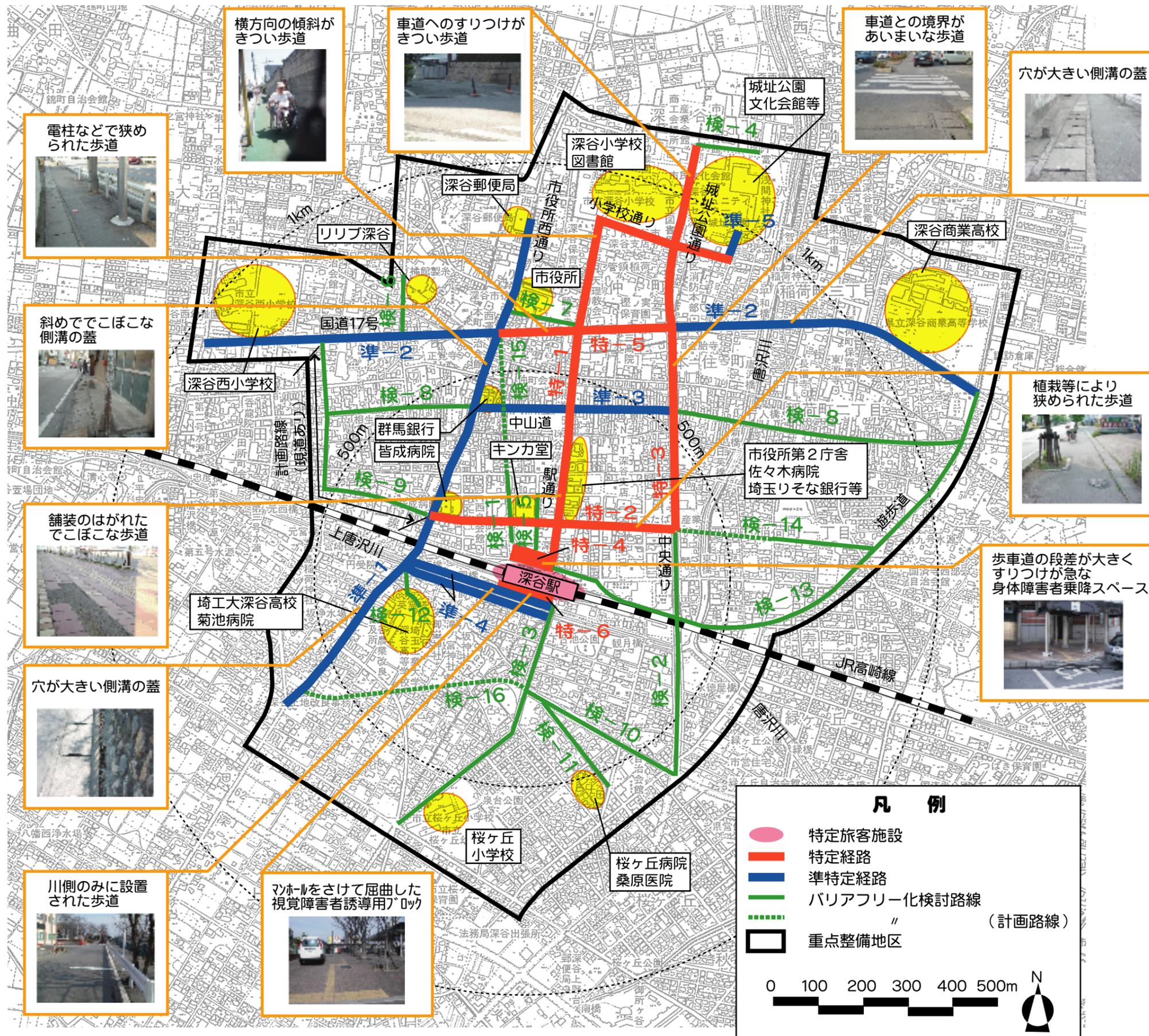
法で定められた経路ではありませんが、2010年までにバリアフリー化します。

- 準-1 県道深谷寄居線
市道幹1号（市役所西通り）
- 準-2 国道17号線
- 準-3 県道深谷寄居線、深谷東松山線（中山道）
- 準-4 市道D-664（上唐沢川沿い）
- 準-5 市道D-131（コミュニティセンターアクセス路）

● バリアフリー化検討路線

道路の構造基準や完了年次にはこだわらず、市内の道路の中で優先的にバリアフリー化します。

- 検-1 市道D-579
- 検-2 県道深谷嵐山線（中央通り）
- 検-3 市道幹4号
- 検-4 市道D-130
- 検-5 市道D-759
- 検-6 県道伊勢崎深谷線
- 検-7 市道D-296
- 検-8 県道寄居岡部深谷線、深谷東松山線（中山道）
- 検-9 （都）西島通り線
- 検-10 市道幹52号
- 検-11 市道D-713
- 検-12 市道D-689、D-671
- 検-13 遊歩道
- 検-14 （都）駅通り工場団地線
- 検-15 （都）深谷駅通り線
- 検-16 （都）上野台柴崎通り線



※図中の写真とコメントは、それぞれの経路における主な課題を示しています。



6. 重点整備地区において実施すべき事業



◆ バリアフリー化に向けて、重点整備地区において実施すべき事業は、以下の通りです。

● 公共交通特定事業

駅やバス車両などについて、実施すべき事業です。

【深谷駅】

- ① 改札内通路からホームへのエレベーターの設置（上りホーム、下りホーム）
- ② 階段の手すりの改良
- ③ 階段表面のすべり防止
- ④ 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良
- ⑤ エスカレーター端部とホームの段差解消
- ⑥ 車両とホームの隙間・段差解消
- ⑦ 線路への転落防止対策
- ⑧ 電車の案内情報の表示
- ⑨ 施設や設備の位置・使用法等を分かりやすく表示
- ⑩ 券売機・窓口の改良
- ⑪ 一般トイレ・身体障害者用トイレの改良
- ⑫ 公衆電話設置位置等の改良
- ⑬ 自動販売機設置位置等の改良

整備例



防犯性が高く位置確認しやすいシースルーエレベーター
オストメイト対応型多機能トイレ



可変式列車案内板



ノンステップバス

【バス】

- ① ノンステップバスの導入（車両の入れ替えに合わせて、順次導入を目指す。）
- ② 高齢者・身体障害者等の利便性に資するよう、乗務員の研修等の実施
- ③ ノンステップバスの運行時刻を時刻表に記載

● 交通安全特定事業

信号機の設置や違法駐車防止対策などについて、実施すべき事業です。

【交差点】

- ① 音響信号機の設置・改良
- ② 歩行者用青時間の延長など
- ③ 横断施設の見直し

【地区全体】

- ① 歩行者用標識の設置
- ② 違法駐車車両の排除
- ③ 違法駐車排除に関する広報・啓発活動の実施

整備例



音響信号機

● 道路特定事業

歩道の設置・改良などについて、実施すべき事業です。

【特定経路】

《道路》

- ① 歩道幅員の確保
- ② 歩道の段差解消（波打ち歩道の解消）
- ③ 歩車道境界における適切な段差の設置
- ④ 横断勾配の見直し
- ⑤ 舗装の凹凸や路面の改善
- ⑥ 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ⑦ 車止めの間隔・素材の改良、視認性向上
- ⑧ 街灯の設置
- ⑨ グレーチングの溝間隔の改善
- ⑩ マンホールの凹凸改善
- ⑪ 道路原標の設置改良
- ⑫ 側溝の蓋の改善

《駅前広場》

- ① 歩道と車道、階段等との段差やすり付けの改良
- ② 滑りにくい舗装への改良
- ③ 視覚障害者誘導用ブロックの改良
- ④ トップライト上部のグレーチングの溝間隔の改善
- ⑤ 施設や設備の位置を分かりやすく表示
- ⑥ エスカレーター付近での音声案内
- ⑦ 電光掲示板の視認性向上
- ⑧ エレベーター付近の明るさ向上
- ⑨ 公衆電話の設置改良
- ⑩ 一般トイレ・身体障害者用トイレの改良
- ⑪ 街灯・トップライト・樹木の設置・改良
- ⑫ 屋根の設置見直し
- ⑬ 車止めの設置位置の改良

【準特定経路】

- ① 安全な歩行空間の確保
- ② 官民境界の段差の解消
- ③ 横断勾配の見直し
- ④ 踏切での歩行者の安全性確保
- ⑤ 車止めの視認性向上
- ⑥ 歩道の段差解消（波打ち歩道の解消）
- ⑦ 舗装の凹凸や路面の改善
- ⑧ 歩車道境界における適切な段差の設置
- ⑨ 側溝の蓋の改善
- ⑩ 南口駐車場や駅と歩道境界における適切なすり付けと段差の設置

【バリアフリー化検討路線】

- ① バリアの解消に資する事業を順次実施

整備例



セミフラット歩道



歩車道境界における適切な段差の設置



車道に張り出した屋根
適切な段差のタクシー乗降場



適切に設置された
視覚障害者誘導用ブロック



デザイン性の高いフットライト



7. バリアフリー化を支えるソフト施策



- ◆ 深谷駅周辺では、違法駐車・駐輪、歩道上への自動販売機・商品・看板・のぼりのはみだしなど、ハード整備のみでは解決できない問題が生じています。
- ◆ また、高齢者や身体障害者がよく利用する施設においても、入口付近がバリアフリー化されていないため、アクセスが困難な箇所も見受けられます。
- ◆ これらの問題を解決するために、以下の施策を検討していきます。

施設整備に関するガイドラインの作成と整備支援

- ・ 特定経路等沿道の公共施設へのアクセス改善を順次図るとともに、銀行・病院等、市民がよく利用する民間施設に対する整備ガイドラインの作成や整備支援の実施を検討します。

特定経路等沿道における市民等によるバリアフリールールづくり

- ・ 特定経路等の沿道においては、道路等の整備実施に合わせて、関係市民等がバリアフリーに関するルールづくりを行い、自ら守ることにより、ハード・ソフトの両面からバリアフリーの空間づくりを推進するしくみづくりを検討します。

8. バリアフリーの実現に向けて

- ◆ すべての人が安全・快適に移動でき、充実した社会生活を営むためには、基本構想で掲げられた事業が適正に実施されることが不可欠です。
- ◆ そこで、以下の取り組みにより、バリアフリーの実現を目指します。

モニタリングの実施

- ・ 各事業主体は、基本構想に基づく事業計画作成の際は市と協議し、作成した内容を市に報告するものとします。
- ・ 市は報告を受けた内容を市民に公表し、市民の意見を踏まえ、事業主体に要望を伝えるものとします。
- ・ 事業主体は、定期的に事業の進捗状況を市に報告するものとします。

市民参加体制の継続

- ・ 各事業主体は、設計段階および施工段階において計画案を市民に公表し、市民検討会を活用して市民の意見を聴取し、設計・施工に反映するものとします。



施工後の点検イメージ

バリアフリーの啓発

- ・ 基本構想の内容をシンポジウム等やホームページを通じて市民の皆さんにお知らせすることはもちろん、講演会の開催、高齢者や身体障害者の身体機能を知るための疑似体験の実施など、バリアフリーに関する啓発活動を積極的に行っていきます。

お問い合わせ先

深谷市 総合政策部 政策推進課

〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11-1

電話：048-574-8096(直通) FAX：048-574-6665

E-mail：seisaku@city.fukaya.saitama.jp

URL：http://www.city.fukaya.saitama.jp